

<医療機器製造販売業許可申請要領>

【申請前の注意事項】

新規に医療機器製造販売業の許可を申請するには、厚生労働省に業者コードを登録する必要がありますので、許可申請の前に e-Gov 電子申請サービス(<https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/>)で厚生労働省へご申請ください。やむをえず電子申請が行えない場合は、申請様式に必要事項を入力し、ファクシミリにて厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課(03-3597-0332)あてにご申請ください。

なお、業者コードは業態に関係なく、申請者及びその所在地に対して付番されます。同一の事務所名称及び所在地について他の業態で既に登録済みの場合は必要ありません。

1. 提出書類

○：必須、△省略可（条件有）

提出書類	必須	省略条件等	様式等
① 経過表	○		様式は こちらから
② 製造販売業許可申請書（鑑）	○		
③ 提出用申請データ出力書面（厚生労働省D T D一覧）	△	書面申請時	
④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行日より6ヶ月以内のもの。個人の場合は不要。	△	注1	
⑤ 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員（以下、「責任役員」という）に係る医師の診断書 ※発行日より3ヶ月以内のもの。	△	注2	
⑥ 総括製造販売責任者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類	△	注1,3	
⑦ 総括製造販売責任者の資格を証する書類	△	注1,4,5	
⑧ 組織図並びに製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制及び製造販売後安全管理に係る体制に関する書類 （組織図／QMSの体制図／GVPの体制図）	○		
⑨ 製造販売品目一覧	○注6		
⑩ 製造販売業の許可証の写し	△	注7	
⑪ 業者コード登録票	△	注8	
⑫ 電子申請ソフトによって提出用出力したFD又はCD(DVD)-R/RW	△	書面申請時 注9	

- (注1) 申請者が既に同一の書類を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課あてに提出している場合は、省略可。省略する場合は、省略する旨及び省略する書類名、それらが添付されている申請書の種類と提出年月日、業許可番号を備考欄に記載すること。
- (記載例) ●●●は、令和○年○○月○○日提出の◇◇◇（許可番号27▲▲▲▲▲▲▲▲）に添付済のため省略します。
- (注2) 精神の機能の障がいにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ提出してください。
- (注3) 総括製造販売責任者が取締役である場合は不要。その場合は、その旨と勤務場所名称、所在地、勤務時間、休日を備考欄に記載すること。
- (記載例) 総括製造販売責任者は当社の取締役であるため、使用関係証明書を省略する。
- 勤務場所名称：○○○○○
勤務場所所在地：大阪府大阪市◎◎区◎◎・・・
勤務時間：○○時～○○時
休日：土、日、祝日

- (注4) 資格条件により提出書類(省略条件)が異なる。詳細は、「3. 総括製造販売責任者の資格」を参照。
- (注5) 薬剤師免許証及び卒業証書の場合は、写しを1通、提出するとともに、受付時に原本照合をするので、原本を必ず持参すること。
講習修了証の場合は原則、写しを提出するとともに、原本を提示すること。
講習修了証をオンラインで交付された場合は、印刷した講習修了証を提出するとともに、その余白部分に、申請者が原本と相違ないことを確認し、確認年月日と申請者名及び原本と相違ない旨を記載すること。
オープンバッジ形式のデジタル修了証にあっては、QRコードの印字された修了証及び修了証のQRコードを読み取ったものの2種類を印刷し提出するとともに、その余白部分に、申請者が原本と相違ないことを確認し、確認年月日と申請者名及び原本と相違ない旨を記載すること。
上記以外の場合、資格を証する書類は原本の提出が必要。
- (注6) 製造販売する予定のある医療機器の一般的名称、販売名等の一覧表を作成し、添付してください。
- (注7) 既に他の業態の製造販売業許可を取得している場合のみ提出が必要。
- (注8) 新たに取得した業者コード登録票の写しの提出が必要。ただし、同一の所在地について他の業態で既に登録済みの場合は不要。
- (注9) USBメモリによる提出は不可

2. 提出部数

1 部

※製造販売業許可申請書の控えに、収受印が必要な場合は2部ご持参ください。

なお、製造販売業許可申請書の控えを必ず作成し、保管してください。

※申請書作成については「医薬品等電子申請ソフト」をご利用ください。

「医薬品等電子申請ソフト」配布先ホームページ(無料配布) <https://web.fd-shinsei.mhlw.go.jp>

3. 総括製造販売責任者の資格

< 第一種医療機器製造販売業・第二種医療機器製造販売業 >

- (1) 大学等で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項1号)
- (2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項2号)
- (3) 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項3号)
- (4) 厚生労働大臣が(1)から(3)に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第1項4号)

< 第三種医療機器製造販売業 >

- (1) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第2項1号)
- (2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第2項2号)
- (3) 厚生労働大臣が(1)から(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者(医薬品医療機器等法施行規則第114条の49第2項3号)

4. 許可証の交付

- (1) 交付時期 : 申請日から60日以内(但し、申請書類等に不備がない場合に限る)
※ 交付日については、許可証発行後、交付窓口よりご連絡します。
- (2) 交付場所 : 許可申請書の提出先と同じ